

指定給水装置工事業者 指定更新時確認書

フリガナ カブシキガイシャ スイドウセツビ

氏名又は名称 株式会社 水道設備

住所 萩市大字江向510番地

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク スイドウ タロウ

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

電話番号 0838-25-2398

1. 萩市上下水道局（連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類の写しを添付してください）	（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）
<input checked="" type="radio"/> 受講（2019年 10月 8日）、（ 年 月 日） ・ 未受講	
（未受講の理由） 未受講の場合、理由を記入（非公表）	

2. 指定給水装置工事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）	（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）
休業日： 土曜 ・ <input checked="" type="radio"/> 日曜 ・ 祝日 ・ <input checked="" type="radio"/> その他（正月・GW） 営業時間： 8時 00分 ~ 17時 00分 修繕対応時間： 8時 00分 ~ 17時 00分	
漏水等修繕対応の可否（該当部に○をつけて下さい） （公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） <input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 ・ <input checked="" type="radio"/> 埋設部給水装置の修繕 その他（ ）	
対応工事種別（新設、改造 等）（該当部に○をつけて下さい） （公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可） 配水管からの分岐 ~ 水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設・改造） 水道メーター ~ 宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設・改造）	
その他（公表： <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可）	
その他の欄は、緊急時の連絡先などを記入	
緊急時連絡先 0X0-XXXX-0000（代表者携帯）	

- ・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いいたします。

受講者名については、公表対象外です。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 (過去5年以内)

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 次郎	給水工事振興財団 eラーニング	平成31年〇月〇日
水道 三郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	平成31年〇月〇日
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)		
可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可		

- ・外部研修については、受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない

※「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、上記にチェックをしてください。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか	資格等の有無		工事年度
			保有している資格等	
水道 次郎	○有・無	○有・無	講習会修了者	H30
	有・無	有・無		
	有・無	有・無		
	有・無	有・無		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）				
○可・不可				

・以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。